

国内クレジット認証委員会 御中

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 18 日

審査機関名 ビューローベリタスジャパン株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	御嵩町役場における空調設備の更新による CO2 削減事業
排出削減事業者名	御嵩町
排出削減共同実施事業者名	株式会社ウェイストボックス
事業実施場所	御嵩町役場本庁舎 (住所：岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1)
事業の概要	御嵩町本庁舎内において、既存の A 重油焚き冷温水発生機 1 台を、電気式高効率ヒートポンプエアコン 15 台に更新する。これによりエネルギー効率を改善し、さらに燃料を A 重油からより低炭素の電力へ切り替えることにより CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2010 年度：19 tCO2/年 2011 年度：45 tCO2/年 2012 年度：45 tCO2/年 (事業実施期間合計 109 tCO2)
国内クレジット認証期間	事業開始日 2010 年 12 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 「空調設備の更新」

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：御嵩町役場本庁舎 (住所：岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1)</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2013 年 2 月 8 日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを、事業者への質問、冷温水発生器のメンテナンス記録の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備製造年月日の確認等により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数 当排出削減事業は、入手した根拠資料、質問及び検算により、投資回収年数が 3.8 年と計算されている。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 事業者は、平成 13 年度からは ISO14001 を取得し、さらに地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 20 年度に地球温暖化防止対策実行計画を策定し、省エネ・省 CO2 のための活動として、照明の適正管理、OA 機器等の効率的な使用、空調の適正運転、クールビズ・ウォームビズ等を実施し、平成 18 年度比で平成 24 年度までに 12%の CO2 削減に取り組んでいる。 近年は、環境モデル都市の候補都市として、2050 年までの</p>

	CO2削減目標設定や、森林再生、再生可能エネルギー利用の普及など、全国の地方自治体・地域の先導モデルを目指している。国内クレジット制度は、制度利用による環境都市みただけのアピールも期待されることから、事業を申請したことを確認した。
自主行動計画に参加していない者により行われること	事業者は地方自治体であることから、自主行動計画には参加していないことは明白である。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004 に基づき排出削減量を計算しており、方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p><b>【方法論番号 004 空調設備の更新】</b></p> <p>適用条件 1 については、更新前冷温水発生機の仕様書の確認、更新後空調の仕様書の確認等によって、高効率空調を導入することを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、事業サイトの視察、検査結果の確認、関係者への質問等により、更新前の冷温水発生器が継続的に使用できたことを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、更新後の空調設備のエネルギー使用量を電力量計で把握し、庁舎内のパソコンで自動データ集計していることを事業者への質問、視察により確認した。</p> <p>2) バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

#### 4. 特記事項

更新前の冷温水発生器はフロン系冷媒を使用していない。

以上